

# 令和3年5月 教育委員会 定例会 会議録

## 1 日 時

開 会 令和3年5月27日(木) 16時00分  
閉 会 令和3年5月27日(木) 17時15分

## 2 場 所

保健センター 集団検診室

## 3 出席した教育長及び委員の氏名

教育長	影 山 吉 則
委 員	早 瀬 芳 宏
委 員	菊 地 裕 子
委 員	平 田 賢 弘
委 員	岩 本 秀 一

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 会議に出席した職員の職氏名

教育部長	星 洋 昭
教育部参与	櫻 井 貴 志
学校教育課長	安 藤 隆
指導室参事	林 毅 年
生涯学習課長	上 山 昭 二
図書館長	竹 迫 知 美
だて歴史文化ミュージアム館長	石 澤 高 幸

## 6 会議録作成のため指名された職員の職氏名

学校教育課企画総務係長 渡 邊 純 一

## 7 会議録署名

教育長	影 山 吉 則
委 員	菊 地 裕 子

## 開 会 （16時00分）

### ◎影山教育長

ただいまから、令和3年5月伊達市教育委員会・定例会を開会いたします。

岩本委員から遅刻する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

本定例会の会議録署名委員は、菊地委員を指名いたします。

本日の議事日程は、お配りしたとおりです。

本日の会議に付す事件は、議案第1号から報告第2号までの7案件です。

お手元に配付した議事日程のとおり進め、その後、各課からの事業報告を受けてまいります。

なお、議案第1号、第3号につきましては、人事などに関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開として進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### **議案第1号の非公開案件は、原案のとおり承認される。**

### ◎影山教育長

それでは、議案第2号について、指導室参事から提案理由を説明いたします。

### ◎林指導室参事

議案第2号「伊達市特別支援教育推進委員会への諮問について」ご説明いたします。資料は、議案書3ページから4ページとなります。

こちらは、伊達市特別支援教育推進委員会規則第2条に基づき、6月8日に開催を予定しております、第1回伊達市特別支援教育推進委員会において、「令和4年度就学予定学齢児童生徒の適正就学並びに令和3年度特別支援学級在籍児童生徒の適正就学に関わる見通し等について」といたしまして、教育委員会から伊達市特別支援教育推進委員会に諮問するというものです。

なお、この諮問に対する結果につきましては、12月に答申を受け、その後の定例教育委員会にて答申の報告をするという流れになっております。

説明は以上です。

### ◎影山教育長

議案第2号について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎影山教育長

お諮りいたします。

議案第2号については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎影山教育長

議案第2号については、原案のとおり承認されました。

### **議案第3号の非公開案件は、原案のとおり承認される。**

### ◎影山教育長

それでは、議案第4号について、だて歴史文化ミュージアム館長から提案理由を説明いたします。

◎石澤だて歴史文化ミュージアム館長

「だて歴史文化ミュージアム条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。資料につきましては、9ページから11ページとなっております。条例改正の内容としましては、だて歴史文化ミュージアム条例に「指定管理者による管理」の規定を追加するものであります。あわせて「利用料金制」を採用する場合につきましては、指定管理者にミュージアムの利用料金を収入として収受させることができる規定を追加するものでございます。改正理由としましては、だて歴史文化ミュージアムにつきましては、平成31年4月に開館してから2年が経過しましたが、条例制定時には当面直営による運営を想定していたことから「指定管理者による管理」の規定を設けておらず、実際に運営をしていく中で、構成施設でありました宮尾登美子記念アートホールの閉鎖に伴うミュージアムへ本館への機能集約、新型コロナウイルス感染症の影響による展示の変更等、柔軟な対応が必要となってきたところでございます。

また、常設展示の他にも若手作家の創作活動支援など地方都市ならではの多角的な運営により、ミュージアムをより集い学びあえる場として活用、賑わいの創出をする必要が出てきたところであります。さらに本市といたしましては、アウトソーシングの推進による継続的な行政基盤の確立と市民サービスの向上を図る必要があることから「指定管理者による管理」の規定を追加するものでございます。なお、道内の博物館協会加盟の指定管理状況については、歴史系施設25か所のうち7施設が指定管理を行なっている状況であり、文科省調査における公立施設の指定管理状況についても30%前後となっております。

管理費についてですが、一般的に指定管理を行なった場合は管理費が安くなる場合がありますが、博物館の場合はそういう類いのもではなく難しいと考えております。ちなみに、令和元年度の運営管理費が約38,000千円、令和2年度が概算となりますが約39,000千円かかっている状況であります。

説明は以上です。

◎影山教育長

議案第4号について、質疑はございませんか。

◎早瀬委員

ミュージアムについては、完成した時に外観の大きさに比べて展示スペースが狭いように感じました。入館料の対価というわけではないですが、展示のボリュームを増やすなどできればとも思います。

◎石澤だて歴史文化ミュージアム館長

建物の面積を増やす事は現実的に厳しいことから、空間の使い方の工夫や外の石畳のところとの一連の利用等検討できればと考えていますが、指定管理制度を導入したとすれば、そのような事も含めて指定管理者に裁量をまかせながらやっていただくことも可能と考えております。

◎早瀬委員

武者まつりに関わって分かったことですが、歴史を好きな方が結構いて、インターネットでも伊達政宗ではなく伊達成実のファンの集まりというのも見かけますので、そういう人達を取り込んで集客に結び付けるようなものがあればと考えます。

◎石澤だて歴史文化ミュージアム館長

みなさんに広く知らしめて来てもらうものもあると思いますが、コアなファンをターゲットにして掘り下げていくような事も大事だと思います。

◎平田委員

3月のひなまつり、4月からの旅人が見た有珠の入場者数はどうだったのでしょうか。

◎石澤だて歴史文化ミュージアム館長

ひなまつりについては2千数百名、旅人が見た有珠については5月末までの予定が緊急事態宣言の影響で5月16日までとなりましたが、600名程となっております。

◎平田委員

指定管理者の運営になっても、ひなまつりは行なっていくのでしょうか。

◎石澤だて歴史文化ミュージアム館長

これから細かい部分を詰めていくこととなりますが、伊達市の所有している収蔵物や重要文化財等を扱わなければならないので、全部を指定管理者に任せるわけではなく、市の学芸員が中心になってチェンジするとともに指定管理者側の目線での意見もやり取りしていければと考えております。

◎菊地委員

博物館に行かれる方については、年配の方が多いイメージがあることから、子どもたちがミュージアムに行くきっかけや、藍染め体験を行なった際に博物館としても記憶に残ることなど、つながりが持てるようなことがあればと思います。

◎石澤だて歴史文化ミュージアム館長

馴染みのあるものではないという意識もあるかもしれませんが、実は市内の小中学生については一度入館していただくと、次回無料で入れるという制度も採用しております。しかし、学校単位では来てもらうことがあるのですが、単独でのリピーターが育っていないという事実もありますので、来やすい雰囲気づくりなど、ひと工夫できればと考えております。

◎影山教育長

他に、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎影山教育長

お諮りいたします。

議案第4号については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎影山教育長

議案第4号については、原案のとおり承認されました。

それでは、議案第5号について、教育部長から提案理由を説明いたします。

◎星教育部長

議案第5号「令和3年度伊達市一般会計補正予算（教育費関係予算）」についてご説明いたします。資料は12ページから15ページになります。

14ページをお開き下さい。「ネイティブスピーカー活用事業」であります。この事業は、4月に開校した伊達開来高等学校に対し、現在配属されていないネイティブスピーカーのALTを1名派遣し、開来高校が掲げるグローバル教育を支援するための経費として補正計上するもので、事業費は4,077千円となります。

15ページをお開き下さい。「だて歴史文化ミュージアム運営管理費」であります。この

経費は、だて歴史文化ミュージアムに、アイヌ文化の魅力を発信するための大型モニターやプロジェクター及び展示ケースを整備する経費であり、事業費は15,984千円であります。この事業につきましては、今般内示があった国のアイヌ政策推進交付金を充てて実施するものです。

以上で説明を終わります。

◎影山教育長

議案第5号について、質疑はございませんか。

◎平田委員

アイヌ文化の魅力発信はどのように行なうのでしょうか。

◎星教育部長

ミュージアム1階を上手く活用して魅力発信を行なえればと考えております。

◎岩本委員

コロナ禍ですが、ALTの方は来れるのでしょうか。

◎星教育部長

今回については、国内にいるALTの方を取りまとめている事業者を通して、来ていただくことを想定しています。

◎影山教育長

他に、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎影山教育長

お諮りいたします。

議案第5号については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎影山教育長

議案第5号については、原案のとおり承認されました。それでは、報告第1号について、だて歴史文化ミュージアム館長から説明いたします。

◎石澤だて歴史文化ミュージアム館長

資料16ページから22ページとなります。臨時代理の報告（伊達市文化財審議会への諮問について）ですが、先程ご説明しただて歴史文化ミュージアム条例の一部改正において、だて歴史文化ミュージアムの運営管理に関わることについては、伊達市文化財審議会に諮問すると定められていることと、また、本来であれば定例教育委員会にお諮りいたしまして諮問すべきものでありますが、文化財審議会の開催時期の関係から臨時代理させていただいたものであります。中身につきましては、議案第4号の説明と同様でありますので割愛させていただきます。

説明は以上です。

◎影山教育長

報告第1号について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎影山教育長

報告第1号については、報告として受理することとします。

次に、報告第2号について、生涯学習課長から説明いたします。

◎上山生涯学習課長

議案書 23 ページをお開きください。報告第 2 号「だて歴史文化ミュージアム条例の一部改正について」をご説明いたします。先程の報告第 1 号と関連しますが、令和 3 年 4 月 28 日に諮問された「だて歴史文化ミュージアム条例の一部改正について」、令和 3 年 5 月 14 日に開催された文化財審議会で審議を行ない、その結果、5 月 20 日付で文化財審議会会長名で、だて歴史文化ミュージアム条例の一部改正については異論は無い旨答申がされました。

なお、付帯意見として、今後、指定管理制度を利用する際は、施設の管理や運営等に関し市民の声を聞きながら検討することを期待する旨の意見がありましたので併せて報告いたします。

報告は以上です。

◎影山教育長

報告第 2 号について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎影山教育長

報告第 2 号については、報告として受理することとします。

次に、各課から事業報告があります。

〔各課から事業報告を行った。〕

◎影山教育長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 3 年 5 月伊達市教育委員会・定例会を閉会いたします。

閉 会 （17時15分）